

新居浜工業高等専門学校受託研究取扱規程

平成25年3月4日規程第5号

(趣旨)

第1条 新居浜工業高等専門学校（以下「本校」という。）における受託研究の取扱いについて、独立行政法人国立高等専門学校機構受託研究実施規則（平成16年独立行政法人国立高等専門学校機構規則第47号）（以下「機構規則」という。）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程において、受託研究とは、本校において民間等外部の機関（個人を含む。）（以下「委託者」という。）からの委託を受けて職務として行う研究で、これに要する費用を委託者が負担するものをいう。

(受入れの原則)

第3条 受託研究は、当該研究が本校の教育研究上有意義であり、教育研究に支障がないと認められる場合に受け入れできるものとする。

(受入れの条件)

第4条 受託研究として受け入れる場合は、次の各号に定める条件を付すものとする。

- 一 委託者が一方的に中止することはできないこと。
 - 二 受託研究の結果、知的財産権が生じた場合には、これを委託者に無償で使用させ、又は譲与することができないこと。
 - 三 本校が受託研究に要する経費により取得した設備等は、委託者に返還しないこと。
 - 四 本校がやむを得ない事由により受託研究を中止し、又はその期間を延長する場合においても、本校はその責を負わないものとする。この場合、委託者にその事由を書面により通知するものとする。
 - 五 前号の場合において、受託研究に要する経費は、原則、委託者に返還しない。ただし、特に必要と認める場合は、不用となった経費の額の範囲内において、その全部又は一部を返還することがあること。
- 2 校長は、前項各号に定めるもののほか、必要と認める条件がある場合には、その都度、定めることができる。
- 3 校長は、委託者が国（国からの補助金等を受け、その再委託又は再々委託により研究を委託する者を含む。）、特殊法人、認可法人、独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び地方公共団体である場合は、契約担当役と協議の上、第1項第3号の条件を付さないことができる。

(受入れの手続き)

第5条 校長は、受託研究の受入れにあたっては、委託者に受託研究申込書（別紙様式1）を提出させるものとする。

2 委託者は、受託研究の申込みにあたり、あらかじめ本校教員（以下「研究担当者」という。）実施内容等を協議しなければならない。

（受入れの決定）

第6条 校長は、前条第1項に基づく受託研究の申込みがあったときは、外部資金受入審査委員会の議を経て受入れを決定するものとする。

2 校長は、受託研究の受入れを決定したときは、受託研究受入決定通知書（別紙様式2）により委託者、研究担当者及び契約担当役に通知するものとする。

（契約の締結）

第7条 契約担当役は、前条第2項に基づき、委託者と受託研究の契約を締結するものとする。

2 契約担当役は、前項により契約を締結したときは、校長にその旨を報告するものとする。

（受託研究の中止等）

第8条 研究担当者は、受託研究遂行上やむを得ない事由により当該受託研究を中止し、又はその期間を延長する必要があるときは、受託研究中止等申請書（別紙様式3）を校長に提出するものとする。

2 校長は、前項による申請があったときは、外部資金受入審査委員会の議を経て、これを決定し、受託研究中止等決定通知書（別紙様式4）により委託者、研究担当者及び契約担当役に通知するものとする。

3 契約担当役は、前項に基づく通知を受けたときは、速やかに委託者と受託研究契約の解除又は変更契約の締結を行い、その旨を校長に報告するものとする。

（受託研究完了の報告）

第9条 研究担当者は、当該受託研究が完了したときは、受託研究完了報告書（別紙様式5）により校長に報告するものとする。

2 校長は、前項に基づく報告を受けたときは、契約担当役に通知するものとする。

第10条 この規程に定めるもののほか、受託研究の実施に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

受 託 研 究 申 込 書

平成 年 月 日

新居浜工業高等専門学校長 殿

(委託者)

所在地

機関名

代表者名

印

新居浜工業高等専門学校受託研究取扱規程第 5 条に基づき、下記のとおり申込みます。

記

1. 研究題目

2. 研究目的及び概要

3. 研究に要する経費

円 (消費税を含む)

(うち 直接経費 円, 間接経費 円)

4. 希望する研究期間

平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

5. 希望する研究担当者

6. 研究に提供する物品等

7. 事務連絡先(担当者名, 電話番号等)

8. その他

受託研究受入決定通知書

平成 年 月 日

(委託者)

研究担当者

契約担当役

殿

新居浜工業高等専門学校長

印

平成 年 月 日付けで申込みのあった下記研究について、受託研究として受け入れることに決定しましたので通知します。

(また、受入決定に伴う受託研究契約の締結については、本校契約担当役から別途御連絡を差し上げますので、よろしく願いいたします。)

記

1. 研究題目

2. 研究に要する経費

円 (消費税を含む)

(うち 直接経費 円, 間接経費 円)

3. 研究期間

平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

4. 研究担当者

5. 研究用に受け入れる物品等

6. その他

受託研究中止等申請書

平成 年 月 日

新居浜工業高等専門学校長 殿

研究担当者

印

下記のとおり受託研究を 中止・期間延長 したいので、申請します。

記

1. 研究題目
2. 契約研究期間
3. 中止する日又は延長したい期間
4. 中止又は期間延長する理由

受託研究中止等決定通知書

平成 年 月 日

研究担当者
委託者
契約担当役 殿

新居浜工業高等専門学校長

印

下記のとおり受託研究を 中止・期間延長 することを決定しましたので、通知します。

記

1. 研究題目
2. 契約研究期間
3. 中止する日又は延長する期間
4. 中止又は期間延長する理由

受託研究完了報告書

平成 年 月 日

新居浜工業高等専門学校長 殿

研究担当者

印

下記のとおり受託研究が完了しましたので、報告します。

記

研究題目				
研究成果の概要				
研究期間				
委託機関				
研究に要した経費(消費税込)	直接経費	間接経費	受託料	合計
	設備費 円			
	消耗品費 円			
	旅費 円			
	その他 円			
計 円	円	円	円	
その他参考となる事項				